

東かがわ市公告第6号

東かがわ市職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例に基づく職員の懲戒処分を行ったので、東かがわ市職員懲戒処分の公表基準に基づき、次のとおり公表する。

令和6年3月1日

東かがわ市長 上村 一郎

記

- 1 所属名 事業部都市整備課
- 2 職名 課長
- 3 年齢 満56歳
- 4 処分年月日 令和6年3月1日
- 5 処分内容 戒告
- 6 処分理由 地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号に基づく懲戒処分
(道路交通法違反)

7 事案の概要

令和5年9月30日午前6時28分頃、当該職員が私用車を運転して、高知県室戸市内の道路において、制限速度を時速30km超過して走行し、令和5年11月7日高松簡易裁判所から罰金4万円の略式命令を受けた。このことは、地方公務員法第33条「信用失墜行為の禁止」に違反し、同法第29条第1項第1号「地方公務員法に違反した場合」及び第3号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」に該当するものである。

以上